

古物営業法の改正概要

1. 許可単位の見直し〔施行期日：平成30年4月25日から2年を越えない範囲内〕

【現行】 営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要。	⇒	【改正】 主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所を設ける場合には届出で足りることとする。
● 経由規定の整備 届出手続きにおける利便性向上のため、古物商等は営業所等の所在地公安委員会を經由して主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に届出を行うことができる。		
● 行政処分に関する規程の整備 主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会は、古物商等の全国における営業許可に対して許可の取消し、営業停止、指示といった行政処分を行うことができる。		
● 公安委員会間の情報共有に関する規程の整備 古物商等の許可やその変更等に関する情報、競り売りや仮設店舗における古物の受取の届出に関する情報、行政処分に関する情報を、都道府県公安委員会は国家公安委員会に報告し、国家公安委員会は当該報告に係る事項を各公安委員会に通報して、公安委員会で情報共有することとする。		

2. 営業制限の見直し〔施行期日：平成30年10月24日〕

【現行】 古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、受取等のために古物商以外の者から古物を受取ることができない。	⇒	【改正】 事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受取ることができることとする。
● 「露店」の「仮設店舗」への改称 「露店」を「仮設店舗」に改称するとともに、警察職員の仮設店舗への立入権限を明記することとする。		

3. 簡易取消しの新設〔施行期日：平成30年10月24日〕

【現行】 許可を取り消すには、古物商が3月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がある。	⇒	【改正】 古物商等の所在を確知できないなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができることとする。
---	---	--

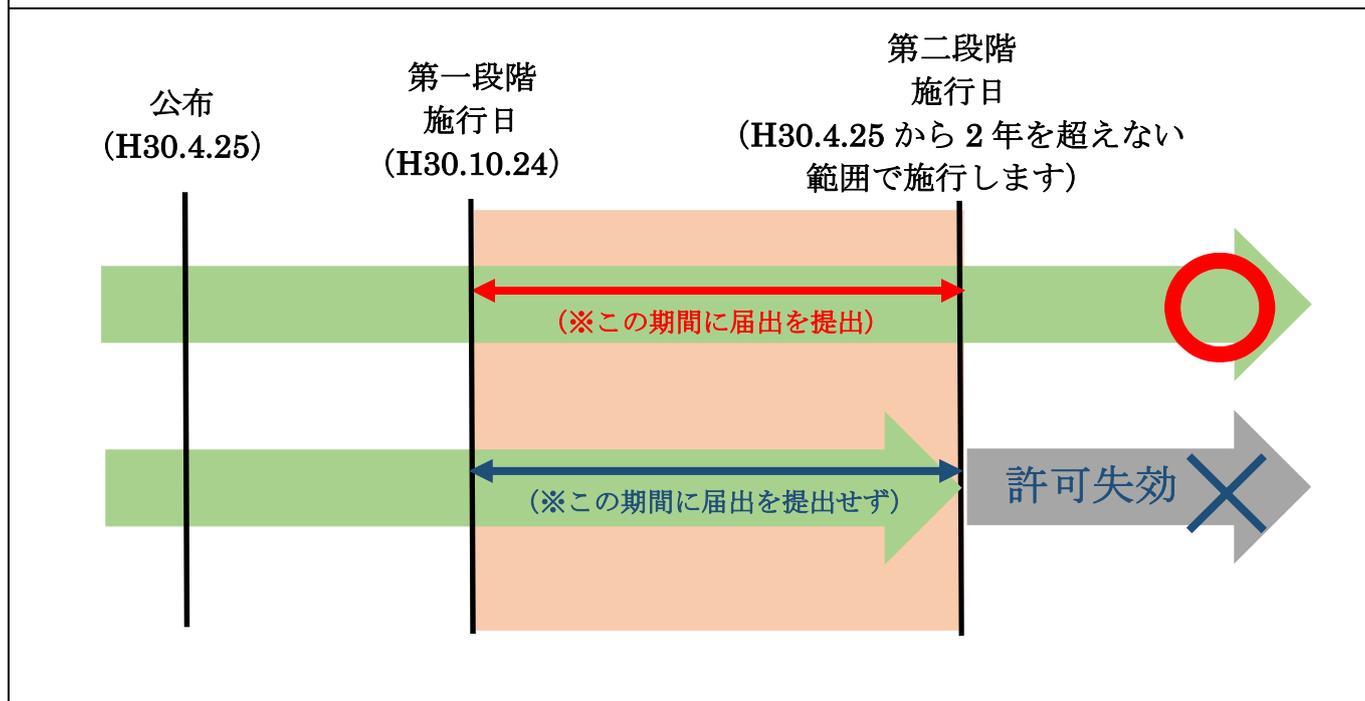
4. 欠格事由の追加〔施行期日：平成 30 年 10 月 24 日〕

【現行】 禁固刑以上の刑や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由として規定し、該当する者は許可を取得できない。	⇒	【改正】 暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者を排除するため、欠格事由を追加する。
---	---	--

5. 主な営業所等の届出（届出しないと許可が失効）

1. の「許可単位の見直し」により、古物営業の継続を希望する場合は既に許可を得ている古物商であっても、平成30年10月24日の第一段階施行日から第二段階施行日の間に、**主たる営業所等の名称及びその所在地の届出が必要**となります。

この期間に届出をしなかった場合は現在所持している**許可が失効**しますので、警察署への届出を忘れることがないようにご注意ください。



6. 参考サイト（警視庁HP）

<古物営業法>

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kobutsu/index.html>